剣道・居合道・杖道

称号・段級位審査規則 称号・段級位審査細則

付 称号・段位審査実施要領

平成24年4月1日制定 全日本剣道連盟

- 4 前3号のほか、特別な事由により適当と認められない者。
- ② 前項各号の措置は、地方代表団体の理事会又はこれに準ずる機関の議を経て行うものとする。
- ③ 全剣連又は地方代表団体の審査実施者は、審査の実施に当たり、次の各号に該当する者に対し、当該受審を差し止めることができる。
 - 1 心身の異常又は障害が認められ受審することが適当でないと認められる者。
 - 2 世界ドーピング防止機構 (WADA) の最新の禁止表に掲載されている禁止物質を使用もしくは所持し、または禁止方法を実施していると認められる者。
 - 3 受審に当たり不正を行い、又は行おうとした者。
 - 4 審査会場の秩序を乱すような行為をした者。

(情報の提供)

- 第20条 規則第25条の「合否等に関する情報」とは、合否等に関する概括的事項をいう。
- ② 同条による情報の提供をする場合には、受審者に限り、当該受審者の合否等に関する事項に限って情報の提供を求めるものとする。

(登録料)

第21条 有段者が規則第17条第2項第1号の規定により受審し、合格した場合の登録料は、規則第26条第2項の規定にかかわらず、受審時の直上段位から合格した段位までの累計した額とする。

(外国人の取扱い)

- 第22条 外国人が称号を受審するためには、当該外国人が属する国の団体会長の推薦に基づき、会長の承認を必要とする。
- ② 外国人が教士又は範士の称号を受審するためには、規則に定める錬士又は教士の称号受有者でなければならない。
- ③ 外国の段位を有する者が全剣連の段位を受審しようするときは、第1項の規定を準用する。

第5章 雜 則

(情報の提供)

第25条 全剣連又は地方代表団体の会長は、必要に応じ、受審者の合否等に関する 情報を当該受審者に提供するものとする。

(審査料等)

- 第26条 称号及び六段以上の段位の審査料、並びに称号及び段位の合格に伴う登録料については、別に定めるところにより、地方代表団体を経て全剣連に納入しなければならない。
- ② 第17条第2項第1号の規定による場合の登録料は、初段から累計した額とする。
- ③ 級位の審査料及び登録料は、地方代表団体の定めるところによる。

(証書の授与)

- 第27条 会長は、称号又は段位の審査に合格した者に対し、証書を授与する。
- ② 地方代表団体の長は、一級から三級までの審査に合格した者に対し、会長の委任を受け、証書の授与を実施するものとする。

(外国人の取扱い)

第28条 外国人の称号及び段位の審査に関する諸手続その他については、本規則の 規定を準用するほか、諸手続については別に定める。